

# 浅岸和敬荘在宅介護支援センター在宅介護支援重要事項説明書

＜令和7年7月1日 現在＞

## 1. 当事業所が提供するサービスについての相談窓口

(1) 電話番号 TEL 019-622-3737

FAX 019-622-3738

(必要に応じて、24時間電話での相談に対応いたします。)

※ご不明な点は何でもおたずねください。

(2) 担当 主任介護支援専門員 久保悟(管理者) 主任介護支援専門員 伊藤篤子  
介護支援専門員 藤村桜 主任介護支援専門員 竹本章子  
介護支援専門員 佐々木悟司

## 2. 当事業所の概要

(1) 在宅介護支援事業者の指定番号およびサービス提供地域

事業所名	浅岸和敬荘在宅介護支援センター
所在地	岩手県盛岡市浅岸3丁目23番50号
介護保険指定番号	居宅介護支援 (0370100067号)
サービス提供地域	盛岡市(玉山地域を除く) (上記地域以外の方でもご希望の方はご相談下さい。)

(2) 職員体制

職種	員数	業務内容	勤務体制	兼務する業務の内容
管理者 (介護支援専門員)	1名	運営管理	常勤兼務	居宅サービス計画作成等
介護支援専門員	2名以上	居宅サービス計画作成等	常勤	—

(3) 営業日、営業時間

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	午前8時30分～午後5時15分
休業日	土曜日、日曜日、祝祭日、年末年始(12月29日～1月3日)

上記の営業日、営業時間以外でもご利用様のご希望があれば対応いたします。

\* 緊急連絡電話番号 019-622-3737

\* 営業時間外 080-6052-2760

## 3. 居宅介護支援の申し込みからサービス提供までの流れと主な内容

- ① 申込→電話で御連絡いただければすぐにお伺いいたします。
- ② 家庭訪問→ご家庭にお伺いしてご相談に応じます。
- ③ 希望確認→利用者様やご家族様のご意向を確認いたします。
- ④ 契約→サービス提供の同意をいただきましたら、契約をいたします。
- ⑤ 原案作成→ご希望にそって計画の原案をつくります。
- ⑥ 説明同意→計画原案を説明しよろしければ同意をいただきます。
- ⑦ サービス開始→計画にそってサービスをご利用いただきます。
- ⑧ 見守り支援→定期に訪問し見守り支援をします。

※ご利用者様やご家族様は、計画に位置づけるサービス事業者について、①複数事業所の紹介を求めること、②当該事業所を計画に位置づけた理由を求めることができます。

## 4. 利用料金

### (1) 利用料（居宅介護支援利用料）

要介護認定を受けられた方は、居宅介護支援利用料は原則として介護保険制度から全額給付されるので自己負担はありません。

### (2) 交通費

- ・前記2の(1)のサービスを提供する地域にお住まいの方は無料です。
- ・それ以外の地域の方は、介護支援専門員が訪問するための交通費の実費が必要です。
- ・交通費はサービス提供地域と提供地域外との境界を起点に1 km毎に10円いただきます。

### (3) 解約料

ご利用者様はいつでも契約を解約することができます。その場合の料金は一切かかりません。

### (4) その他

利用料のお支払い方法(料金が発生する場合)

月ごとの精算とし、翌月10日頃までに前月分の請求をいたしますので、請求をしたその月内にお支払いください。お支払いいただきますと、領収証を発行します。お支払い方法は、現金、銀行振込、口座自動引き落としの3通りの中からご契約の際に選べます。

## 5. サービスの利用方法

### (1) サービスの利用開始

- ① お電話等でお申し込みください。当事業所の職員がお伺いいたします。
- ② 重要事項(項目)の説明を致します。
- ③ サービス提供の同意をいただいた後に契約を締結し、サービスの提供を開始します。

### (2) サービスの終了

#### ① ご利用者様のご都合でサービスを終了する場合

お申し出下さればいつでも解約できます。

#### ② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知するとともに、地域の他の居宅介護支援事業者をご紹介します。

#### ③ 自動終了

以下の場合、事業所からの通知がなくても、その事由に該当した日の翌日に自動的にサービスを終了致します。

- ・ご利用者様が介護保険施設、老人福祉施設、特定施設入所者生活介護に入所した場合、地域密着型サービス(小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護)を利用した場合。
- ・介護保険居宅サービスを利用していたご利用者様の要介護認定区分が、非該当(自立)または要支援1、要支援2と認定された場合。
- ・契約締結後においてご利用者様が6ヶ月間にわたり介護保険居宅サービスを利用しなかった場合。
- ・ご利用者様がお亡くなりになった場合。

#### ④ その他

ご利用者様やご家族様などが当事業所や当事業所の介護支援専門員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為(蹴る、殴る、物を投げる、怒鳴る、威圧的な態度、無視、過度な要求、セクシャルハラスメント等のハラスメント行為)を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させて頂く場合がございます。

## 6. 当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況

※【重要事項説明書別紙】説明および交付いたします。

## 7. 当法人の居宅介護支援の特徴等

### (1) 事業の目的

介護保険の基本理念を尊重し、ご利用者様が可能な限り居宅で尊厳ある生活が送れるよう、適切な居宅介護支援を提供いたします。

### (2) 運営の方針

ご利用者様が要介護状態になった場合においても、可能な限り居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、ご利用者様の心身の状況やそのおかれている環境等に配慮し、ご利用者様の選択に基づき、適切な保険医療サービスおよび福祉サービスが事業所から、総合的且つ効果的に提供されるよう配慮して行います。また、ご利用者様の意思および人格を尊重し、常にご利用者様の立場に立って、ご利用者様に提供される居宅サービス等が、特定の種類または特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行います。

### (3) 居宅介護支援の実施概要等

① 利用者本位を実践するために、評価項目にご利用者様とご家族様の希望を優先します。

② 介護計画は、十分な説明と同意を大切にします。

### (4) サービス利用のために

事 項	有無	備 考
介護支援専門員の変更	○	変更を希望される方はお申し出ください
課題分析の方法	○	居宅サービス計画ガイドライン等
介護支援専門員への研修の実施	○	毎月1回施設内実施・外部研修随時
その他		

## 8. サービス内容に関する苦情

### (1) 当事業所のお客さま相談・苦情窓口

当事業所の居宅介護支援に関するご相談・苦情および居宅サービス計画に基づいて提供している各サービスについてのご相談・苦情を承ります。

① 担当 久保悟(管理者)、藤村桜、佐々木悟司、伊藤篤子、竹本章子

② 電話番号 019-622-3737 FAX 019-622-3738 E-mail: [kyotaku@wakeisou.or.jp](mailto:kyotaku@wakeisou.or.jp)

(月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで。ただし祝祭日、年末年始(12月29日から1月3日)は除きます。)※必要に応じて24時間電話での相談に対応いたします。

### (2) 当法人のお客さま相談・苦情受付窓口(電話番号:019-651-6111)

① 苦情対策委員会(役職会議)

② 施設オンブズマン(利用者自治会代表、町内会長、民生委員、ご家族代表、ボランティア代表他)

### (3) その他のお客様相談・苦情受付窓口

上記(1)(2)の他に、下記へ相談・苦情等を伝えることができます。

① 盛岡市 介護保険課事業所指定係 電話番号 019-626-7562

② 岩手県国民健康保険団体連合会 電話番号 019-604-6700

## 9. 秘密保持について

事業者および事業者の職員は、サービスを提供する上で知り得たご利用者様およびそのご家族様に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。この守秘義務は契約終了後、従事者でなくなった後においても同様です。

## 10. 事故発生時の対応

(1) ご利用者様に対するサービス提供にあつて万一事故が発生した場合には、速やかに事業者はご利用者様のご家族様および市町村などに連絡を行なうと共に、必要な措置を講じます。また事故状況、事故に際してとった処置について記録します。

(2) サービス提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行いません。

## 11. 虐待防止について

- (1) 高齢者虐待防止の対策を検討する委員会(安全対策委員会)を月1回開催します。
- (2) 高齢者虐待防止に関する指針を整備しています。
- (3) 高齢者虐待防止を啓発、普及するための研修を年2回実施します。
- (4) 高齢者虐待防止に関する担当者は安全対策委員会の委員とします。

## 12. 身体拘束について

- (1) 利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を行いません。
- (2) 身体拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

## 13. ハラスメントについて

- (1) 事業所は職場における全てのハラスメントに対する防止に取り組み、働きやすい環境づくりを目指します。
- (2) 職員に対する身体的暴力、精神的暴力、セクシャルハラスメントなどの行為を禁止します。

## 14. 当法人の概要

- |                   |  |
|-------------------|--|
| (1)名称・法人種別        | 社会福祉法人岩手和敬会  |
| (2)代表者役職・氏名       | 理事長 三田光男   |
| (3)法人所在地・電話番号     | 岩手県盛岡市浅岸3丁目23番50号  |
| (4)定款の目的に定めた事業    | ①社会福祉事業 ②公益事業 ③その他これに付随する業務                                |
| (5)施設・拠点等         |  |
| ① 介護保険事業          | ・介護老人福祉施設(3カ所) ・短期入所生活介護(※空床型 3カ所) ・居宅介護支援(2カ所) ・通所介護(2カ所) |
| ② 介護予防事業          | ・介護予防短期入所生活介護(※空床型 3カ所) ・介護予防支援(2カ所)                       |
| ③ 盛岡市委託事業         | ・地域包括支援センター(2カ所) ・配食サービス(2カ所)                              |
| ④ 介護予防・日常生活支援総合事業 | ・通所型サービス(2カ所)  |

## 15. その他

※病院または診療所に入院する場合、入院先に担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を、お伝えして頂くよう、お願いします。

令和 年 月 日

居宅介護支援の提供開始にあたり、利用者に対して契約書および本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者

所在地 岩手県盛岡市浅岸3丁目23番50号

名称 浅岸和敬荘在宅介護支援センター(0370100067号)

施設長 長岡 修 印

説明者 所属 居宅介護支援部

氏名 印

私は、契約書および本書面により、事業者から居宅介護支援についての重要事項の説明を受け、サービスの提供開始について同意します。

利用者

住所

氏名

印

(代理人)

住所

氏名

印